

## 高速道路株式会社の定める算定方法一覧表

### 中日本高速道路株式会社

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
7 法人税等	令和2年事業年度においては、「営業収益の比」とする。	高速道路事業及びその他の事業の双方に利益が生じなかった場合に「法人税等」が賦課される際は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適切と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。
8 法人税等調整額	令和2年事業年度においては、「営業収益の比」とする。	高速道路事業及びその他の事業の双方に利益が生じなかった場合に「法人税等調整額」が賦課される際は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適切と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。